

インフルエンザ等の流行による学級閉鎖等に係る草津市児童育成クラブの対応について

令和7年4月1日 草津市こども若者部こども若者政策課

課業日 [放課後保育の日]	学校出席停止児童は、出席停止の解除まで児童育成クラブも登所不可。		
	時間帯	学校の状況	クラブの対応
	登校前	学校閉鎖	学校閉鎖期間中は、児童育成クラブも臨時閉所
		学年閉鎖	学年閉鎖期間中は、対象学年の児童は登所不可
		学級閉鎖	学級閉鎖期間中は、対象学級の児童は登所不可
	登校後	学校閉鎖により下校時間を早める	下校時間を早めて学年閉鎖になった日から学校閉鎖期間中は、児童育成クラブも臨時閉所
		学年閉鎖により下校時間を早める	下校時間を早めて学年閉鎖になった日から学年閉鎖期間中は、対象学年の児童は登所不可
		学級閉鎖により下校時間を早める	下校時間を早めて学級閉鎖になった日から学級閉鎖期間中は、対象学級の児童は登所不可
		通常時間に下校し、翌日から学校閉鎖	通常時間に下校した日は登所可、翌日以降の学校閉鎖期間中は、児童育成クラブも臨時閉所
		通常時間に下校し、翌日から学年閉鎖	通常時間に下校した日は登所可、翌日以降の学年閉鎖期間中は、対象学年の児童は登所不可
		通常時間に下校し、翌日から学級閉鎖	通常時間に下校した日は登所可、翌日以降の学級閉鎖期間中は、対象学級の児童は登所不可

※ただし、通常時間に下校した場合でも体調悪化の恐れがあるため、できる限り早めにお迎えをお願いします。

学校休業日 (土曜日・長期休業期間・振替休日等) [1日保育の日]	インフルエンザ発症児童は、発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで登所不可。 新型コロナウイルス感染症に感染した児童は、発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登所不可。
--	---

<発症中の児童の兄弟姉妹児童について> ・閉鎖学年・学級の対象となっていない兄弟姉妹児童については、登所可とする。 ・発症中の兄弟姉妹児童がいる場合でも、当該児童が体調不良でない場合は、登所可とする。 ・ただし、家族間でウイルス潜伏の可能性があることから、保護者は当該児童が体調悪化した場合にすぐに迎えに来ることができる体制を備えた上で登所させることとしてください。 ・感染中の児童のいる保護者は、伝染防止のために、兄弟姉妹児童の迎えの際はクラブに入室せず、玄関の外で待機することとしてください。 <感染予防策> インフルエンザ等の流行時期には、下記のとおり感染予防策をとってください。 ・流水と石けんでの手洗いとうがい。 ・洗っていない手で目や鼻、口を触らない習慣づけ。 ・咳やくしゃみの症状があるときはマスクを着用したり、ティッシュで口と鼻をおおうなど咳のエチケットの習慣づけ。 ・栄養と休養を十分にとり、免疫力を高める。
--

※休校や下校時間を早める等の判断は、各小学校により判断されるため、学区によって対応が異なる場合がありますので、通学小学校・通所クラブの対応を御確認いただきますようお願いします。

※また、民設児童育成クラブに入会している私立小学校に通学する児童についても、草津市の状況に合わせた上記の対応と同様になることから、上記に即して対応いただきますよう御理解と御協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ先】 各児童育成クラブ、または、クラブ開所時間外は市役所こども若者政策課TEL077-562-7882(平日の午前8時30分～午後5時15分)